



福島医発第466号(地)
平成21年 6月 1日

各医師会長 殿

福島県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「認知症専門ケア加算に係る研修要件の取り扱いについて(事務連絡)」
の送付について

標記の件につきまして、厚生労働省より本年5月13日付にて、平成21年度介護報酬改定において新設された「認知症専門ケア加算」の算定要件に関する事務連絡が各都道府県・政令指定都市・中核市宛に発出され、当該資料について日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

平成21年度介護報酬改定について、新たに創設された「認知症専門ケア加算」の算定要件につきましては、加算算定対象者の占める割合、専門的な研修の修了者及び技術的指導等に係る会議の開催等がその要件になっているところですが、このうち、専門的な研修修了者に係る要件について、別添のとおりQ&Aが示されました。

なお、認知症介護指導者養成研修の対象者については、『「認知症介護実践者等養成事業の円滑な実施について」の一部改正について』(平成21年3月26日老計発第0336004号)により、認知症介護実践リーダー研修を修了した者(旧痴呆介護研修事業における専門課程修了者を含む。)とされているところですが、今般の介護報酬改定において、認知症専門ケア加算が創設されたこと及び今年度より認知症介護指導者養成研修カリキュラムの見直しが行われたことに伴い、平成22年度以降については、当該研修の受講対象者について、認知症介護実践リーダー研修を修了した者(旧痴呆介護研修事業における専門課程修了者を含む。)に限定される予定であります。

つきましては、本件についてご了解くださいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(介 1 7)

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

「認知症専門ケア加算に係る研修要件の取り扱いについて（事務連絡）」の
送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、本年5月13日付にて、平成21年度介護報酬改定において新設された「認知症専門ケア加算」の算定要件に関する事務連絡が発出され、専門的な研修修了者に係る要件についてQ&Aが示されました。本会においても当該資料を入手いたしましたのでご送付申し上げます。

また、Q&Aにつきましては、本会ホームページにおいて追加掲載いたします。

敬具

記

○認知症専門ケア加算に係る研修要件の取り扱いについて

（平成21年5月13日 厚生労働省老健局計画課、認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡）

以上

（参考）

【法令・通知等掲載場所】 ※日医ホームページ・メンバーズルーム 介護保険」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/21kaitei/index.html>

「平成 21 年 4 月介護報酬等の改定に関する資料」



平成 21 年 5 月 13 日
事 務 連 絡

各都道府県・政令指定都市・中核市
介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局計画課
認知症・虐待防止対策推進室

認知症専門ケア加算に係る研修要件の取り扱いについて

介護保険制度の円滑な推進については、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 21 年度介護報酬改定において、新たに創設された「認知症専門ケア加算」の算定要件につきましては、加算算定対象者の占める割合、専門的な研修の修了者及び技術的指導等に係る会議の開催等がその要件となっているところであります。

このうち、専門的な研修修了者に係る要件について、複数の自治体より照会があったため、別添のとおり Q & A をお示いたしますので、ご留意願うとともに管内市町村及び介護保険事業所等への周知についてご配慮願います。

なお、認知症介護指導者養成研修の対象者については、『「認知症介護実践者等養成事業の円滑な実施について」の一部改正について』（平成 21 年 3 月 26 日老計発第 0336004 号）により、認知症介護実践リーダー研修を修了した者（旧痴呆介護研修事業における専門課程修了者を含む。）としているところですが、今般の介護報酬改定において、認知症専門ケア加算が創設されたこと及び今年度より認知症介護指導者養成研修カリキュラムの見直しを行ったことに伴って、平成 22 年度以降については、当該研修の受講対象者について、認知症介護実践リーダー研修を修了した者（旧痴呆介護研修事業における専門課程修了者を含む。）に限定する予定でありますので、ご留意願います。

(問) 認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認めた者であって、認知症介護指導者養成研修を修了した者について、認知症専門ケア加算における認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすことはできないか。

(答)

認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修(認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修)の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成20年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたこと等の経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。

従って、平成21年度4月17日発出のQ&A(Vol.2)問40の答において示したように加算対象となる者が10名未満の場合にあっては、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者(認知症介護実践リーダー研修の未受講者)1名の配置で認知症専門ケア加算Ⅱを算定できることとなる。

なお、平成21年度から行われる認知症介護指導者養成研修については、認知症介護実践リーダー研修の受講修了を前提としたカリキュラムとして見直しが行われたところである。しかしながら、平成21年度については既に募集が開始されていることから、当該研修中に一定のプログラムを補うことにより、認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすこととする。

平成22年度以降については、認知症介護指導者養成研修の受講者を認知症介護実践リーダー研修修了者に限定する予定であるので、留意されたい。

(参考)

介護保険最新情報 Vol.79 (平成21年4月17日)

(問40) 加算対象となる者が少ない場合でも、認知症専門ケア加算Ⅱを算定するためには認知症介護実践リーダー研修修了者1名と認知症介護指導者養成研修修了者1名の合計2名の配置が必要か。

(答) 加算対象となる者が10名未満の場合、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者が1名配置されていれば認知症専門ケア加算Ⅱを算定できるものとする。